



発行 新潟県
第 44 号
 令和8年6月9日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 505 指定公金事務取扱者の変更の届出（文化課）
- 506 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 507 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（水産課）
- 508 種苗生産事業者の登録の失効（治山課）
- 509 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

告 示

◎新潟県告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、指定公金事務取扱者から変更の届出があったため、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 名称 株式会社メディアシップ・ブランド
 事務所の所在地 新潟市中央区万代三丁目1番1号
- 2 指定公金事務取扱者が受託している公金事務に係る歳入等又は歳出
 県立近代美術館及び県立万代島美術館に係る観覧料の徴収に関する事務
- 3 変更事項 名称
 （変更前）株式会社メディアシップ・ブランド
 （変更後）新潟日報みらいリンク株式会社
- 4 変更年月日
 令和8年4月1日

◎新潟県告示第506号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	佐藤 清	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1513007				
	八重沢 光幸	もみ、玄米、大豆	K1514040				
	押見 朗伸	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514042				
	関澤 俊哉	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1514044				
	内山 元榮	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514048				
	松井 和幸	もみ、玄米、大豆	K1515012				
	藤田 憲一	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1516012				
	横田 要一	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516053				
	山本 健一	もみ、玄米、大豆	K1516081				
	諏訪 孝男	もみ、玄米	K1516092				
	太田 一幸	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1517038				
	松井 一昭	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1517083				
	佐藤 淳一	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1519007				
	横山 英治	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1519037				
	山崎 俊哉	もみ、玄米、大豆	K1519062				
	渡部 博和	もみ、玄米	K1524023				
	佃 直樹	もみ、玄米、大豆	K1524038				
	小池 翼	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1525002				
	藤塚 大生	もみ、玄米、大豆、そば	K1526007				
	若井 翔平	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆	K1527012				
	圭田 洋一	もみ、玄米	K1528024				
	末武 正考	もみ、玄米、大豆、そば	K1529039				
	小野 岬	もみ、玄米	K1530032				
	金井 雅仁	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152021042				
	吉崎 由基	もみ、玄米	K152021044				
	須貝 仁	もみ、玄米、大豆	K152024010				
	渡辺 昇平	もみ、玄米	K152024017				
	安達 一登	もみ、玄米	K152024026				
村山 幸央	もみ、玄米、大豆、そば	K152024028					
山田 真衣	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152022012					
石田 貴宏	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152023044					
備 考	略称『新潟県検査協会』 令和8年6月9日農産物検査員29名の登録抹消、2名の氏名変更。検査員合計745名。						

◎新潟県告示第507号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年4月新潟県告示第402号）を令和8年5月29日に次の表のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は変更部分）

変更後		変更前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(小)		新潟県くろまぐろ(小)
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	119.4トン		102.8トン

2	型魚) 漁業		2	型魚) 漁業	
	くろまぐろ (大型魚)			くろまぐろ (大型魚)	
	知事管理区分	知事管理漁獲可能量		知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	158.3トン		新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	133.8トン
3・4 (略)			3・4 (略)		

◎新潟県告示第508号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。
令和8年6月9日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	住所又は所在地	氏名又は名称	種穂		苗木		名称	所在地
			採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成		
516	阿賀野市新座3054	熊島栄次	○	○	○	○		阿賀野市新座
521	阿賀野市上江端1831	五十嵐栄一	○	○	○	○		阿賀野市上江端
603	阿賀野市新座3054	熊島利道			○	○		阿賀野市新座

◎新潟県告示第509号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、村上市の一部を受益地域とする県営千縄地区区画整理・農業用排水施設整備 (経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」) 事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良性業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年6月10日から令和8年7月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良性業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。) に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良性業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良性業計画の策定を知った日 (告示日) の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として (訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア (審査請求をした場合にはイ) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。